

報道機関 各位

北九州市環境審議会答申手交式の実施について

～ 北九州市公害防止条例の一部改正について(答申)～

本市では、戦後の経済の急拡大に伴う大気汚染や水質汚濁など、激甚な産業公害の対策として、北九州市公害防止条例を制定し、市民の健康保護及び生活環境の保全に努めてきました。その結果、大気環境や水環境などはおおむね環境基準に適合するなど、良好な環境が維持されています。

一方、石綿(アスベスト)を含む可能性がある民間建築物の解体工事が今後増加するとされており、市民の安全・安心確保のため、石綿の飛散防止に向けた取組の強化が求められています。

そこで、昨年1月、北九州市環境審議会(会長 浅野 直人氏)に北九州市公害防止条例の一部改正について諮問し、この度答申を取りまとめていただきました。

については、下記のとおり、浅野会長から武内市長に対し、答申の手交式を行います。

記

1 日時

令和5年4月6日(木) 14時45分～ 15分程度

2 場所

北九州市役所本庁舎 5階 第一応接室

3 出席者

北九州市環境審議会 会長 あさの なおひと 浅野 直人 氏 (福岡大学 名誉教授)
北九州市 市長 武内 和久

【添付資料】

・答申の概要及び北九州市環境審議会における審議経過

※ 答申書は、4月6日(木)に下記の市ホームページに掲載予定

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600149.html>

(答申手交式に関すること)

環境局 総務政策部 総務課
担当:(課長)杉本、(係長)井上
TEL:093-582-2173

(答申の内容に関すること)

環境局 環境監視部 環境監視課
担当:(課長)江藤、(係長)高橋
TEL:093-582-2290